

(19) 日本国特許庁(JP)

(12) 公開特許公報(A)

(11) 特許出願公開番号

特開2004-42315
(P2004-42315A)

(43) 公開日 平成16年2月12日(2004.2.12)

(51) Int. Cl. ⁷	F I	テーマコード (参考)
B 4 2 D 15/02	B 4 2 D 15/02	2 C 0 0 5
B 4 2 D 11/00	B 4 2 D 11/00	A

審査請求 未請求 請求項の数 5 O L (全 7 頁)

(21) 出願番号	特願2002-200023 (P2002-200023)	(71) 出願人	000002897 大日本印刷株式会社 東京都新宿区市谷加賀町一丁目1番1号
(22) 出願日	平成14年7月9日(2002.7.9)	(74) 代理人	100111659 弁理士 金山 聡
		(72) 発明者	谷口 智良 東京都新宿区市谷加賀町一丁目1番1号 大日本印刷株式会社内
		(72) 発明者	織田 稔 東京都新宿区市谷加賀町一丁目1番1号 大日本印刷株式会社内
		(72) 発明者	笠居 信之 東京都新宿区市谷加賀町一丁目1番1号 大日本印刷株式会社内
		Fターム(参考)	2C005 WA03

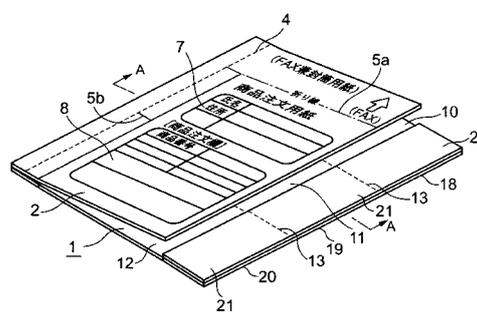
(54) 【発明の名称】 葉書用紙

(57) 【要約】

【課題】顧客が葉書を使用して商品の注文を行う場合でも、葉書に記入したクレジットカード会員番号を第三者が簡単に盗み見られないようにして、第三者による不正行為の防止及び顧客のプライバシー保護を図れるようにした葉書を作成することができる葉書用紙を提供する。

【解決手段】第三者に対して秘密にしたい情報を記入する秘密情報記入欄を有する葉書形成部と、前記葉書形成部に折り畳み兼切り取り用ミシンを介して接続された貼付紙片とを有する葉書用紙であって、前記貼付紙片が、前記折り畳み兼切り取り用ミシンから折り畳まれた場合に前記秘密情報記入欄を覆う大きさを有し、且つ前記葉書形成部の秘密情報記入欄と対面する側の前記貼付紙片の表面上に、貼着後に再剥離可能な接着剤が設けられ、更に前記接着剤上に剥離紙が剥離可能に貼着されていることを特徴とする。

【選択図】 図1



【特許請求の範囲】**【請求項 1】**

第三者に対して秘密にしたい情報を記入する秘密情報記入欄を有する葉書形成部と、前記葉書形成部に折り畳み兼切り取り用ミシンを介して接続された貼付紙片とを有する葉書用紙であって、

前記貼付紙片が、前記折り畳み兼切り取り用ミシンから折り畳まれた場合に前記秘密情報記入欄を覆う大きさを有し、且つ前記葉書形成部の秘密情報記入欄と対面する側の前記貼付紙片の表面上に、貼着後に再剥離可能な粘着剤が設けられ、更に前記再剥離可能な粘着剤上に剥離紙が剥離可能に貼着されていることを特徴とする葉書用紙。

【請求項 2】

前記貼付紙片が、前記葉書形成部の下辺側に設けられていることを特徴とする請求項 1 記載の葉書用紙。

【請求項 3】

前記秘密情報記入欄が、クレジットカードを用いた代金支払いに必要な情報を記入するクレジット情報記入欄であることを特徴とする請求項 1 記載の葉書用紙。

【請求項 4】

前記葉書形成部と前記貼付紙片とが、切り取り用ミシンを介して複数設けられていることを特徴とする請求項 1 記載の葉書用紙。

【請求項 5】

前記葉書用紙には、前記葉書用紙の 1 側端で接着されて重ね合わされた F A X 用紙 / 又は封書用紙が綴り合わされていることを特徴とする請求項 1 記載の葉書用紙。

【発明の詳細な説明】**【0001】****【発明の属する技術分野】**

本発明は、通信販売等を利用して商品の購入をする際に使用する葉書用紙に関する。

【0002】**【従来技術】**

従来、通信販売等を利用して商品の購入をする場合には、通信販売会社から顧客に対して送付されてきた商品注文用紙を使用する 경우가一般的である。

これらの商品注文用紙は、通常、通信販売会社から顧客に対して送付されてくる商品カタログに同封されている場合が多い。

これらの商品注文用紙としては、例えば注文者が、商品番号などの注文事項を記入した後に封書化して郵送することができる封書用紙や、注文事項を記入して郵送する葉書用紙である場合が一般的である。

また、これらの商品注文用紙をファックス用紙と兼用して使用できるようにする場合もある。

【0003】

また、これらの商品注文用紙を使用して商品を注文した場合の代金支払い処理としては、クレジットカードを利用した支払い処理を行うことが多く、顧客が商品の注文を行う際に、商品注文用紙のクレジットカード会員番号記入欄などにクレジットカード会員番号を記入して、クレジット情報を郵送するなどして処理している。

【0004】

しかしながら、商品注文用紙として、特に葉書を用いる場合には、葉書に記入されたクレジットカード会員番号を第三者が簡単に盗み見ることが可能であるため、悪意に第三者がクレジットカード会員番号を盗み見て、その情報をもとにして不正行為が行われる危険性もあり問題であり、またプライバシー保護の観点からも問題である。

【0005】**【発明が解決しようとする課題】**

本発明は、顧客が葉書を使用して商品の注文を行う場合でも、葉書に記入したクレジットカード会員番号等の第三者に秘密にしたい秘密情報が簡単に盗み見られることを防止して

10

20

30

40

50

、第三者による不正行為の防止及び顧客のプライバシー保護が図れるようにした葉書を作成することができる葉書用紙を提供する。

【0006】

【課題を解決するための手段】

本発明の葉書用紙は、第三者に対して秘密にしたい情報を記入する秘密情報記入欄を有する葉書形成部と、前記葉書形成部に折り畳み兼切り取り用ミシンを介して接続された貼付紙片とを有する葉書用紙であって、前記貼付紙片が、前記折り畳み兼切り取り用ミシンから折り畳まれた場合に前記秘密情報記入欄を覆う大きさを有し、且つ前記葉書形成部の秘密情報記入欄と対面する側の前記貼付紙片の表面上に、貼着後に再剥離可能な粘着剤が設けられ、更に前記再剥離可能な粘着剤上に剥離紙が剥離可能に貼着されていることを特徴とする。

10

【0007】

また、本発明の葉書用紙は、前記貼付紙片が、前記葉書形成部の下辺側に設けられていることを特徴とする。

更に、本発明の葉書用紙は、前記秘密情報記入欄が、クレジットカードを用いた代金支払いに必要な情報を記入するクレジット情報記入欄であることを特徴とする。

【0008】

また、本発明の葉書用紙は、前記葉書形成部と前記貼付紙片とが、切り取り用ミシンを介して複数設けられていることを特徴とする。

【0009】

更に、本発明の葉書用紙は、前記葉書用紙に、前記葉書用紙の1側端で接着されて重ね合わされたFAX用紙/又は封書用紙が綴り合わされていることを特徴とする。

20

【0010】

【発明の実施の形態】

以下、本発明の実施の形態を図面に基づいて詳細に説明する。

図1は、本発明の実施形態に係る葉書用紙であって、FAX兼封筒用紙が貼付された状態の葉書用紙を示す斜視図、図2は、図1のA-A線断面図、図3は、FAX兼封筒用紙の裏面側の正面図、図4は、本発明の実施形態に係る葉書用紙の正面図、図5は、本発明の実施形態に係る葉書用紙の1枚を示す正面図、図6は、図5のB-B線断面図、図7は、本発明の実施形態に係る葉書用紙で作成した葉書であって、貼付紙片で秘密情報記入欄を覆った状態を示す正面図、図8は、図7のC-C線断面図、図9は、本発明の実施形態に係る葉書用紙で作成した葉書であって、秘密情報記入欄に貼付した貼付紙片の一部を剥離した状態を示す正面図である。

30

【0011】

図1には、FAX兼封筒用紙が貼付された状態の本発明の葉書用紙1が示されている。葉書用紙1の上側には、FAX兼封筒用紙2が重ねられ、それらの1側縁部で粘着剤3により接着され、また、このFAX兼封筒用紙2の1側縁部には、粘着剤3が塗布された部分から切り取るための切り取り用ミシン4が形成されている。

【0012】

更に、FAX兼封筒用紙2の所定部には、切り取り用ミシン4から切り取った後に、折り畳んで封書化するための目印となる折り線部5a, 5bが罫線で表示されており、FAX兼封筒用紙2を切り取り用ミシン4から切り取り、折り線部5a, 5bから折り畳み、FAX兼封筒用紙2の周辺の所定部分ののりしろ部6で糊付けすることで封書を作製できるようにしてある。

40

【0013】

また、FAX兼封筒用紙2の表面には、商品注文者の氏名、住所などを記入する商品注文者記入欄7や、注文する商品を特定する商品番号等の注文商品情報記入欄8が表示されている。

【0014】

また、FAX兼封筒用紙2の裏面は、図3に示すように、折り線部5a, 5bから折り畳

50

み、のりしろ部 6 などで糊付けして封書とした際に、封筒の宛て先表示面に通信販売会社の注文センター等の宛て先情報 9 が予め印刷されている。

更に、この F A X 兼封筒用紙 2 を F A X で送信する際に、F A X 装置に挿入する方向を示す矢印が表示されている。

したがって、顧客の自由な選択により、この F A X 兼封筒用紙 2 を使用して F A X により商品を注文してもよいし、また封書化して郵送で商品の注文を行ってもよいようにしてある。

【 0 0 1 5 】

次に、葉書用紙 1 には、図 4 に示すように、3 枚の葉書を作製できる葉書形成部 1 0 , 1 1 , 1 2 が、葉書形成部 1 0 , 1 1 , 1 2 の下辺側にそれぞれ切り取り用ミシン 1 3 により切り取り可能に設けられている。 10

図 4 は、葉書の裏面側を示すもので、葉書形成部 1 0 , 1 1 , 1 2 には、それぞれ商品注文者の氏名、住所などを記入する商品注文者記入欄 1 4、注文する商品を特定する商品番号等の注文商品情報記入欄 1 5、そして、クレジットカード会員番号などのクレジットカードを用いた代金支払いに必要な情報を記入するクレジット情報記入欄 1 6 が設けられている。

【 0 0 1 6 】

ここでは、クレジットカードを用いた代金支払いに必要な情報を記入するクレジット情報記入欄 1 6 は、第三者に対して秘密にしたい情報を記入する秘密情報記入欄でもある。

また、葉書の表面側である葉書形成部 1 0 , 1 1 , 1 2 には、予め葉書の宛て先などが印刷されて表示（図示せず）されている。 20

【 0 0 1 7 】

各々の葉書形成部 1 0 , 1 1 , 1 2 には、折り畳み兼切り取り用ミシン 1 7 を介して貼付紙片 1 8 , 1 9 , 2 0 が接続されている。

この貼付紙片 1 8 , 1 9 , 2 0 は、折り畳み兼切り取り用ミシン 1 7 から折り畳まれた場合に秘密情報記入欄 1 6 を覆う大きさを有している。

【 0 0 1 8 】

また、貼付紙片 1 8 , 1 9 , 2 0 を折り畳み兼切り取り用ミシン 1 7 から折り畳んだ場合において、葉書形成部 1 0 , 1 1 , 1 2 の秘密情報記入欄 1 6 と対面する側の貼付紙片 1 8 , 1 9 , 2 0 の表面上に、貼着後に再剥離可能な粘着剤 2 2 が設けられている。 30

貼着後に再剥離可能な粘着剤 2 2 としては、公知の粘着剤を用いることができる。

また、再剥離可能な粘着剤 2 2 の上面には、剥離可能な剥離紙 2 1 が貼付されて、再剥離可能な粘着剤 2 2 を保護している。

尚、剥離紙 2 1 の裏面には、メジウム層 2 3 を設けることが、再剥離可能な粘着剤 2 2 の経時安定性と初期接着力を保つ点からも好ましい。

【 0 0 1 9 】

本発明の葉書用紙 1 は、図 1 に示すような葉書用紙 1 に F A X 兼封筒用紙を貼付したセット状態の仕様としてもよいし、また図 4 に示すような 1 枚の葉書用紙 1 だけの仕様としてもよい。

但し、葉書用紙 1 に F A X 兼封筒用紙を貼付したセット状態の仕様として、商品注文用紙のセットでカタログに同封し、顧客が注文する際に F A X で注文するか、封筒を使用して現金書留で郵送して注文するか、葉書で注文するか、などを自由に選択してもらうのが選択のはばが広くなり好ましい。 40

【 0 0 2 0 】

次に、本発明の葉書用紙 1 を用いて商品の注文を行う手順を、図 5 乃至図 8 に基づいて説明する。

顧客が葉書により商品の注文を行う場合には、葉書用紙 1 から切り取り用ミシン 1 3 により 1 枚の葉書形成部及び葉書貼付紙の部分を取り取る。

図 5 及び図 6 には、葉書形成部 1 0 及び葉書貼付紙 1 8 の部分を取り取った状態が示されている。

【0021】

そして、商品注文者は、葉書形成部10の商品注文者記入欄14に、例えば商品注文者の氏名、住所、郵便番号、電話番号、会員番号などを記入し、また注文商品情報記入欄15に、例えば商品番号、数量、サイズ、商品単価などの注文する商品に関する情報を記入し、更にクレジット情報記入欄16には、クレジットカードで代金の支払い処理をする場合に必要なクレジットカード会員番号やクレジット支払回数の選択情報などを記入する。

【0022】

次に、貼付紙片18上に貼付されている剥離紙21を剥離した後、折り畳み兼切り取り用ミシン17から貼付紙片18を折り畳み、図7及び図8に示すように、葉書形成部10の秘密情報記入欄16を覆う状態で、秘密情報記入欄16上に貼付紙片18を貼着する。これにより、秘密情報記入欄16に記入されたクレジットカード会員番号などの秘密情報が第三者から見られないように保護され、この状態で郵便ポストなどに投函されて通信販売会社等の申込センターなどに郵送される。

10

【0023】

そして、この葉書を受け取った通信販売会社等の申込センターなどの受取人は、図9に示すように、秘密情報記入欄16上に貼付された貼付紙片18を剥離することで、クレジットカード会員番号などの秘密情報を見ることが出来、代金の支払いに必要な処理を行うことができる。

【0024】

また、秘密情報記入欄16は、クレジット情報などを記入するクレジット情報記入欄に限定されるものではなく、葉書の送り主が第三者に見られては困るような情報を記入する種々の記入欄として広く解釈されるものである。

20

したがって、これらの秘密情報記入欄16が葉書形成部の複数箇所にある場合もあり、これらの秘密情報記入欄16に合わせて秘密情報記入欄16を覆うことが可能なサイズで貼付紙片が形成されているものである。

【0025】

【発明の効果】

以上説明したように、本発明の葉書用紙は、葉書形成部の秘密情報記入欄を剥離可能に貼付する貼付紙片が設けられているので、顧客が葉書を使用して商品の注文を行う場合でも、例えばクレジットカード会員番号等の第三者に見られては困る秘密情報を貼付紙片で覆い隠した状態として、葉書により郵送仕手商品の注文を行うことができ、第三者による不正行為を防止し、顧客のプライバシー保護を図ることができるという効果がある。

30

【0026】

また、貼付紙片が、葉書形成部の下辺側に設けられているので、切り取り用ミシンにより複数の葉書形成部を横方向に接続させた場合でも、全ての葉書形成部に対して貼付紙片を無理なく設けることができるという効果がある。

更に、秘密情報記入欄としては、通信販売による代金支払い処理によく用いられるクレジット情報記入欄である場合に、不正行為を防止としての効果が大きい。

また、葉書用紙に、葉書形成部と貼付紙片とを切り取り用ミシンを介して複数設けることで、顧客が複数回に分けて商品の注文を行うことができるという効果がある。

40

また、葉書用紙にFAX用紙/又は封書用紙が綴り合わされている仕様とすることで、顧客の都合に合わせて商品注文方法の選択を行うことができ便利であるという効果がある。

【図面の簡単な説明】

【図1】本発明の実施形態に係る葉書用紙であって、FAX兼封筒用紙が貼付された状態の葉書用紙を示す斜視図である。

【図2】図1のA-A線断面図である。

【図3】FAX兼封筒用紙の裏面側の正面図である。

【図4】本発明の実施形態に係る葉書用紙の正面図である。

【図5】本発明の実施形態に係る葉書用紙の1枚を示す正面図である。

【図6】図5のB-B線断面図である。

50

【図7】本発明の実施形態に係る葉書用紙で作成した葉書であって、貼付紙片で秘密情報記入欄を覆った状態を示す正面図である。

【図8】図7のC-C線断面図である。

【図9】本発明の実施形態に係る葉書用紙で作成した葉書であって、秘密情報記入欄に貼付した貼付紙片の一部を剥離した状態を示す正面図である。

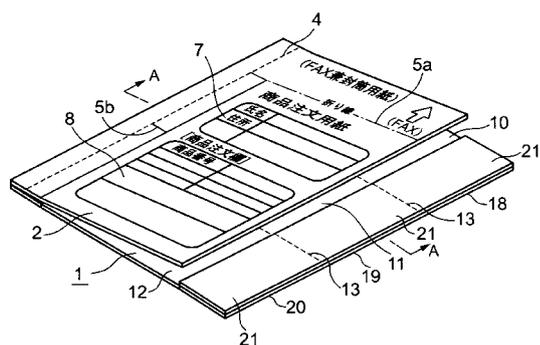
【符号の説明】

- 1 葉書用紙
- 2 FAX兼封筒用紙
- 3 粘着剤
- 4, 13 切り取り用ミシン
- 5a, 5b 折り線部
- 6 のりしろ部
- 7, 14 商品注文者記入欄
- 8, 15 注文商品情報記入欄
- 9 宛て先情報
- 10, 11, 12 葉書形成部
- 16 クレジット情報記入欄
- 17 折り畳み兼切り取り用ミシン
- 18, 19, 20 貼付紙片
- 21 剥離紙
- 22 再剥離可能な粘着剤
- 23 メジウム層

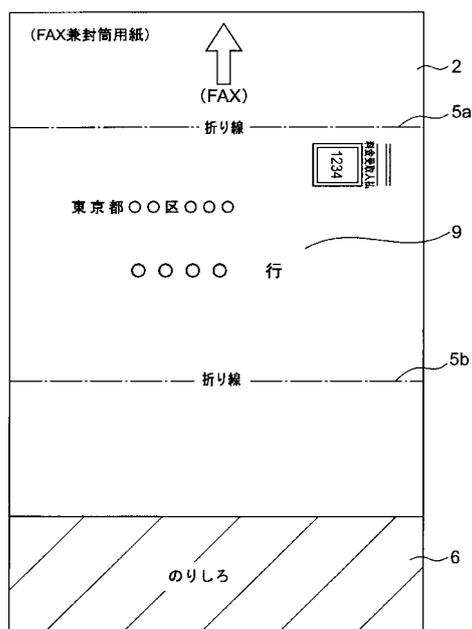
10

20

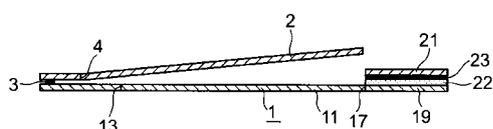
【図1】



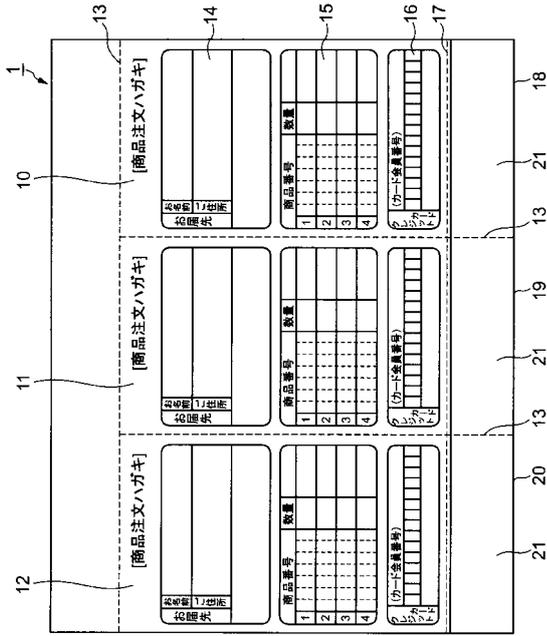
【図3】



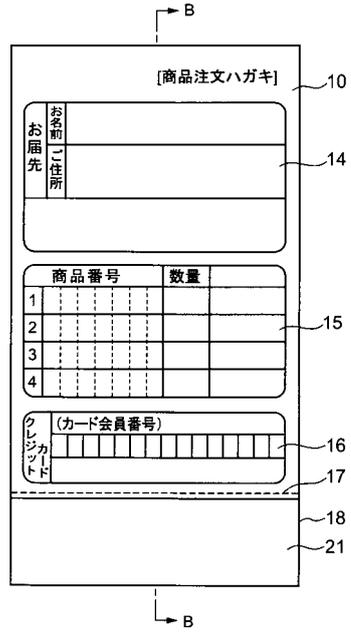
【図2】



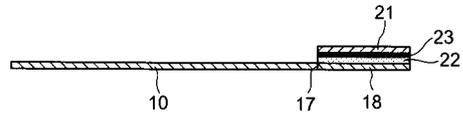
【 図 4 】



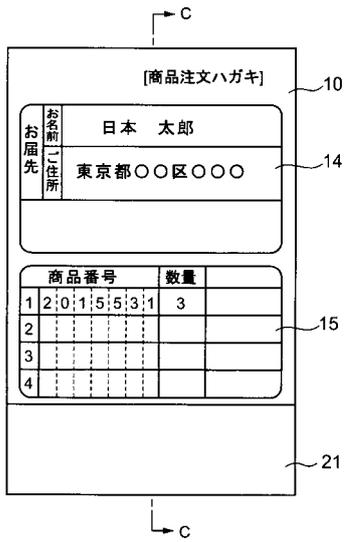
【 図 5 】



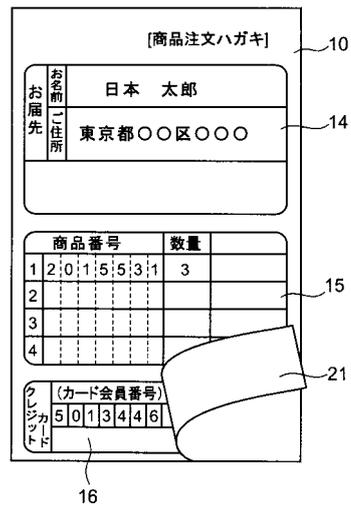
【 図 6 】



【 図 7 】



【 図 9 】



【 図 8 】

